



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 1 9 号 令和 6 年 7 月 9 日発行

目次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 4 9	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
3 5 0	同	同
3 5 1	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	同
3 5 2	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
3 5 3	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
3 5 4	同	同
3 5 5	同	同
3 5 6	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
3 5 7	土地改良区の定款の変更を認可した件	同

徳島県告示第三百四十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
徳島県立総合教育センター所内機器類 一式（賃貸借）
- 2 借入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 借入期間
令和七年三月一日から令和十二年二月二十八日まで
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和六年八月十九日（月曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　。八八―六二―二。六七）

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所並びに仕様内容及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課教育DX環境整備担当

電話　。八八―六二―三三四六

ファクシミリ　。八八―六二―三三九九

電子メール　kyouikudxsui.shi.nka@pref.tokushi.na.lg.jp

2 入札説明書（仕様内容を除く。）についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

電話　。八八―六二―二。六七

ファクシミリ　。八八―六二―二八二八

電子メール　kanzai.ka_eshi.nsei@ai.l.pref.tokushi.na.lg.jp

3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

（一）受領期限

令和六年八月十九日（月曜日）午前十一時

（二）提出場所

郵便番号　七七。―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

（三）提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

（一）日時

令和六年八月三十日（金曜日）午前十一時

（二）場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和六年八月二十九日（木曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県立総合教育センター 所内機器類 一式（賃貸借）入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- 7 契約書の作成の要否
 - 8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県教育委員会事務局教育DX推進課
徳島市万代町一丁目一番地
 - 9 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 10 その他
- (二)(-) 詳細は、入札説明書による。
- (-) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

七 Summary

- 1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased
Complete equipment inside the Tokushima Prefectural General Education Center 1 set
- 2 Term of Lease
From March 1, 2025 to February 28, 2030
- 3 Time Limit of Tender
11:00 a.m. on August 30, 2024
- 4 Section in charge of contract
Educational DX Promotion Division,
Tokushima Prefectural Board of Education.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-3246
- 5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender
Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2067

徳島県告示第三百五十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
行政事務用パソコン 千七百台（賃貸借）
- 2 借入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 借入期間
令和六年十二月一日から令和十一年十一月三十日まで
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和六年八月十九日（月曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　。八八―六二―二。六七）

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所並びに仕様内容及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室ネットワーク担当

電話　。八八―六二―三二六六

ファクシミリ　。八八―六二―二八三六

電子メール　yousei dx@pref.tokushima.lg.jp

2 入札説明書（仕様内容を除く。）についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

電話　。八八―六二―二。六七

ファクシミリ　。八八―六二―二八二八

電子メール　kanzai ka_eshi nsei @ai l. pref. tokushima.lg.jp

3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

（一）受領期限

令和六年八月十九日（月曜日）午前十一時

（二）提出場所

郵便番号　七七。―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

（三）提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

（一）日時

令和六年八月三十日（金曜日）午後二時

（二）場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和六年八月二十九日（木曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「行政事務用パソコン 千七百台（賃貸借）入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に係りのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否
要

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室
徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

10 その他

(二)(-) 詳細は、入札説明書による。

(二) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

七 Summary

1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased
1,700 Personal computers for local government officer

2 Term of Lease
From December 1, 2024 to November 30, 2029

3 Time Limit of Tender
2:00 p.m on August 30, 2024

4 Section in charge of contract
Administrative DX Promotion Office, Information Policy Division, Planning and General Affairs Department, Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-3266

5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender
Property Management Division, Planning and General Affairs Department, Tokushima Prefectural Government Office.
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2067

徳島県告示第三百五十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年七月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 落札に係る物品等の名称及び数量

水槽付消防ポンプ自動車 一台

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

三 落札者を決定した日

令和六年六月二十六日

四 落札者の氏名及び住所

有限会社エフテック

鳴門市大津町矢倉字西開二七番地

五 落札金額

六千六万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日

令和六年四月三十日

徳島県告示第三百五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和六年七月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社果穂	徳島市八万町馬場山三三番地	K A H O H O M E C A R E	徳島市八万町馬場山三三番地	訪問介護	令和六年七月一日
株式会社 O h a n a	同 沖浜東三丁目七一番地 ニユーDKハイツ本館一〇五	ヘルパーステーション K a n o a	同 沖浜東三丁目七一番地 ニユーDKハイツ本館一〇五	同	同

徳島県告示第三百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年七月九日から同年十一月九日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年七月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ脇町店
所在地 美馬市脇町字拝原一七一一一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普
株式会社池田時計店	徳島市新町橋一丁目一番地	吉村 俊哉
株式会社池田	同	同
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地八	宮脇 範次
株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目八一一	鶴田 直丈
株式会社アルカスイントーナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一	阪本 敏之
株式会社ポトス	美馬郡つるぎ町半田字小野一三二番地一	佐藤 順二
株式会社モリンホールディングス	香川県善通寺市生野町一〇六一番地	森本 宏樹

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普
株式会社池田時計店	徳島市新町橋一丁目一番地	吉村 俊哉
株式会社池田	同	同
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地八	宮脇 範次
株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目八一一	鶴田 直丈
株式会社アルカスイントーナショナル	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一	阪本 敏之
株式会社ポトス	美馬郡つるぎ町半田字小野一三二番地一	佐藤 順二

4 変更年月日

令和六年一月三十一日

二 届出年月日

令和六年六月十四日

三 届出の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び美馬市経済部企業応援課
- 2 縦覧の期間 令和六年七月九日から同年十一月九日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び美馬市経済部企業応援課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第三百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年七月九日から同年十一月九日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年七月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ徳島店
所在地 徳島市西新浜町一丁目四五番地一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普
杉原 至	徳島市八万町上福万三二二四	
株式会社イルローザ	同 南沖洲五丁目六番二〇号	岡田 圭祐
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三二六〇一七	上田 稔夫
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二七番一三三号 名駅錦橋ビル六階	吉田 馨
株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目八番地二二	鶴田 直丈
有限会社オガワ	徳島市東新町一丁目八番地三	小川 憲哉
株式会社池田時計店	同 新町橋一丁目一番地	吉村 俊哉
田中商事株式会社	愛媛県松山市大街道二丁目三番地八	田中 康雅
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町一番一号	小林 辰夫
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地の八	宮脇 範次
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
株式会社徳栄	徳島市名東町三丁目一九七番地の六	酒巻 勝仁
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目三三番一三三三	指田 努
有限会社柏木電機商会	徳島市南矢三町二一―五六	柏木 國弘
プランシエス株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	原 忠司
有限会社すわろ	徳島市新浜町三丁目一番五一	濱口 恭一

株式会社ストライプインターナシヨナル	岡山市北区幸町二丁八	川部 将士
株式会社白寿生科学研究所	東京都渋谷区富ヶ谷一丁目三七番五号	原 昭邦
株式会社ヘンミ	香川県高松市丸亀町九番地一 ステップ	逸見 俊輔

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普
杉原 至	徳島市八万町上福万三二二四	
株式会社イルローザ	同 南沖洲五丁目六番二〇号	岡田 圭祐
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三六〇―七	上田 稔夫
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二七番一三三号 名駅錦橋ビル六階	吉田 馨
株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目八番地二二	鶴田 直丈
有限会社オガワ	徳島市東新町一丁目八番地三	小川 憲哉
株式会社池田時計店	同 新町橋一丁目一番地	吉村 俊哉
田中商事株式会社	愛媛県松山市大街道二丁目三番地八	田中 康雅
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町一番一号	小林 辰夫
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地の八	宮脇 範次
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
株式会社徳栄	徳島市名東町三丁目一九七番地の六	酒巻 勝仁
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目三三番一三三三	指田 努
有限会社柏木電機商会	徳島市南矢三町二一―五六	柏木 國弘
有限会社すわる	徳島市新浜町三丁目一番五一	濱口 恭一
株式会社ストライプインターナシヨナル	岡山市北区幸町二丁八	川部 将士
株式会社白寿生科学研究所	東京都渋谷区富ヶ谷一丁目三七番五号	原 昭邦
株式会社ヘンミ	香川県高松市丸亀町九番地一 ステップ	逸見 俊輔

4 変更年月日

令和六年一月三十一日

二 届出年月日

令和六年六月十四日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 縦覧の期間 令和六年七月九日から同年十一月九日まで
- 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第三百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年七月九日から同年十一月九日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年七月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ショッピングセンターアクアシティー

所在地 吉野川市鴨島町上下島九二番地三

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普
株式会社TFH	吉野川市鴨島町上下島九二番地三	谷 哲也
有限会社さひめの風	島根県大田市大田町大田口一三二六番地一八	三谷 秀人
株式会社ミヤキタ	三好郡東みよし町加茂一九四八番地三	張川 和夫
株式会社嵯峨	吉野川市鴨島町鴨島四九九番地一三	嵯峨 昭仁
有限会社阿波牛の藤原	板野郡松茂町広島字東裏三番地	藤原 誠
有限会社トータルファッションフジノ	吉野川市鴨島町上下島九二番地三	藤野 文子
トーコー株式会社	同 鴨島四九三番地	戸出 静夫
株式会社ワッツ西日本販売	大阪市中央区城見一丁目四番七〇号 住友生命OBPプラザビル	山野 博幸
長岡 麻喜	吉野川市山川町宮島二〇二一	

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普
株式会社TFH	吉野川市鴨島町上下島九二番地三	谷 哲也
有限会社さひめの風	島根県大田市大田町大田口一三二六番地一八	三谷 秀人
株式会社嵯峨	吉野川市鴨島町鴨島四九九番地一三	嵯峨 昭仁
有限会社阿波牛の藤原	板野郡松茂町広島字東裏三番地	藤原 誠

有限会社トータルファッシ ヨンフジノ	吉野川市鴨島町上下島九二番地三	藤野 文子
トーコー株式会社	同 鴨島四九三番地	戸出 静夫
株式会社ワッツ西日本販売	大阪市中央区城見一丁目四番七〇号 住友生命OBPプラザビル	山野 博幸
長岡 麻喜	吉野川市山川町宮島二〇二丁一	

4 変更年月日

令和六年三月三十一日

二 届出年月日

令和六年六月十四日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課

2 縦覧の期間 令和六年七月九日から同年十一月九日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第三百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 土地改良区の名称
若松土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	原 克 一	原 克 一	海部郡海陽町若松字原谷二〇―五
同	西 脇 正	西 脇 正	同 字江原四三
同	土 澤 茂 利	土 澤 茂 利	同 字原谷四〇
同	谷 脇 武 彦	谷 脇 武 彦	同 字築ノ本五
同	西 澤 雅 勝	同 字大森六―三	同
同		木 本 雅 章	阿南市羽ノ浦町宮倉南浦五〇―一 サウス コート三。一号室
監 事	溜 島 聰 明		海部郡海陽町若松字大野六―一
同	乃 一 圭 司	乃 一 圭 司	同 大里字白水六五―四
同		溜 島 浩	同 神野字三筒一四

徳島県告示第三百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
名西郡石井町	令和六年六月二十日
麻名用水土地改良区	